

東京医科歯科大学病院輸血・細胞治療センター規則

〔平成30年5月8日〕
規則第36号

(趣旨)

第1条 東京医科歯科大学病院輸血・細胞治療センター（以下「センター」という。）については、東京医科歯科大学病院規則（平成16年規則第106号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(目的)

第2条 センターは、病院長の管理の下に、基盤診療部門として患者の診療上必要な輸血および細胞治療に関する次の各号に掲げる業務を行うことを目的とする。

- (1) 免疫学的検査及び組織適合性検査
- (2) 輸血用血液製剤等特定生物由来製品の確保、調製、管理、供給及び情報提供
- (3) 組織細胞加工、細胞治療、造血幹細胞等の細胞調製に関する製造・品質・衛生管理
- (4) 輸血・細胞治療に関する教育及び研究
- (5) その他センターに必要な業務

(職員及び職務)

第3条 センターに、次の職員を置く。

- (1) センター長
 - (2) 副センター長
 - (3) 教員
 - (4) 技師長
 - (5) 副技師長
 - (6) 主任
 - (7) 医療技術職員
 - (8) その他必要な職員
- 2 センター長は、大学院医歯学総合研究科、大学院保健衛生学研究科又は本院に属する教授、准教授、講師（特任教員を含む）若しくは医療技術職員をもって充てる。ただし、病院長が認める場合にはその限りではない。
- 3 センター長は、病院長の命を受け、センターの管理運営に当たる。
- 4 副センター長は、大学院医歯学総合研究科、大学院保健衛生学研究科又は本院に属する教員（特任教員を含む）若しくは技師長をもって充てる。ただし、病院長が認める場合にはその限りではない。なお、副センター長のうち1名は、技師長とし、次条第2項から第6項は適用しない。
- 5 副センター長は、センター長の職務を補佐する。
- 6 教員は、センター長の命を受け、業務を分掌する。
- 7 技師長は、センター長の命を受け、技術に関する業務を分掌する。
- 8 副技師長は、技師長の職務を補佐する。

- 9 主任は、技師長の命を受け、業務を分掌する。
- 10 医療技術職員は、主任の命を受け、業務を分掌する。
- 11 その他必要な職員は、センター長が定めた者の命を受け、業務を処理する。

(選考)

第4条 センター長及び副センター長の選考は、病院運営会議の議を経て、病院長が決定する。

- 2 センター長及び副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、センター長及び副センター長の任期の末日は、当該センター長及び副センター長を任命する病院長の任期の末日以前とする。
- 3 病院長は、センター長及び副センター長がその職務を十分に果たさず、病院運営に重大な支障をきたす場合には、病院運営会議の議を経て解任することができる。
- 4 センター長又は副センター長が任期途中で欠けた場合の後任のセンター長及び副センター長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 定年退職日が第2項の規定による任期の末日前であるセンター長及び副センター長の任期は、第2項の規定にかかわらず、当該定年退職日までとする。
- 6 前項の適用を受けた者の後任のセンター長及び副センター長の任期は、前任者に同項の規定の適用がないものとした場合の残任期間とする。
- 7 前条第1項に掲げる職員のうち、センター長、副センター長、技師長、副技師長又は主任について、医療職員本給表(一)を適用する者を充てる場合は、国立大学法人東京医科歯科大学医療技術職員の役職に関する要項(平成25年制定)を適用するものとする。

(雑則)

第5条 センターの運営等について、必要がある場合には、病院運営会議において審議する。

- 2 この規則に定めるもののほか、センターの業務の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(その他)

第6条 この規則の改廃は、病院運営会議の議を経るものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成30年5月8日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
- 2 東京医科歯科大学医学部附属病院輸血部規則(平成16年4月1日規則第111号)および東京医科歯科大学医学部附属病院細胞治療センター規則(平成16年4月1日規則第127号)は廃止する。

附 則(平成30年9月20日規則第86号)

この規則は、平成30年9月20日から施行し、平成30年9月1日から適用する。

附 則(令和3年9月22日規則第93号)

この規則は、令和3年10月1日から適用する。